

他自治体 参考条例比較表

自治体	長崎県	福岡県	新潟市	名古屋市
差別の範囲についての定義 不当な差別的取扱い	<b>条項</b> 総論型(概念を定義) ※差別包括定義 2.1 差別とは正当かつやむを得ない事情がない、不均等待遇 3 又は合理的配慮を怠ること。 4 不均等待遇とは障害又は障害に関連する事由を理由に区別・排除・制限、又は条件を課し、その他と異なる取扱いをすること。	<b>条項</b> 総論型(概念を定義) 2.1 不当な差別的取扱い 障害又は障害に関連する事由を理由に、財・サービス又は各種機会提供拒否又は提供場所・時間帯の制限、障がいの無い人に付けない条件の付加等の区別、排除、制限。当該取扱いを受けた人の権利利益を侵害することとなるもの  ※障がいの無い人と同等の機会及び待遇確保を推進すること等正当な目的の下にされる行為除く	<b>条項</b> 分野別型(限定的に定義) ※差別包括定義 2.1. 差別 障がいのある人に対する次の行為 3 <b>ア 福祉サービスの提供</b> (ア) 障がいと障害に関連する事由を理由に適切な相談、支援をせず、本人の意思に反して入所施設における生活を強制する <b>(イ) ※① 正当な理由なく障害等を理由に提供拒否、制限。健常者には付けない条件を付ける</b> <b>(ウ) ※② 合理的配慮をしない →イ〜ケに同様に列記(省略)</b> <b>イ 医療の提供</b> (ア) 法令に特別の定めがある場合を除いて、障がい等を理由に本人の意思に反し長期間の入院、医療を受けることを強制、又は隔離する (イ) ① <b>ウ 商品の販売、サービスの提供</b> (ア) ① <b>エ 労働者の雇用</b> (ア) 募集時又は採用にあたって、① (イ) 賃金、労働時間、配置、昇進、昇格、教育訓練、福利厚生において、① (ウ) 正当な理由なく障がいを理由に解雇又は退職強制 <b>オ 教育</b> (ア) 必要で適切な指導、支援を受ける機会の不提供 (イ) 障がいを理由に、本人・保護者の意見を聴かず、若しくは意思を尊重せず、又は必要な説明をせず、入学する学校を決定する (ウ) ① <b>カ 公共施設・公共交通機関</b> (ア) ① <b>キ 不動産の取引(売買・賃貸・転貸・賃借権譲渡)</b> (ア) 本人又は本人と同居する者に、① <b>ク 情報提供・情報受領</b> (ア) ① <b>ケ 意思表示を受けようとする場合</b> (ア) ① <b>コ アからケに掲げるもののほか            市又は事業者が①、又は②</b>	<b>条項</b> 総論型(概念を定義) ※差別包括定義 2.1 不当な差別的取扱い 正当な理由なく、障害を理由とした 3 障害の無い人と異なる不利益な取り扱い 5 障害を理由とする差別 不当な差別的取扱いをする、又は合理的配慮をしない
	<b>条項</b> 総論型(概念を定義) 2.1 合理的配慮 障害のある人又はその家族(本人が意思表示できない場合に限る)からの求めに応じ、障がいの無い人と同等の権利を行使するため、又は同等の機会・待遇を確保するため、必要かつ適切な現状の変更・調整すること。  ただし、社会通念上、物理的・経済的に過度な負担が生じる場合除く	<b>条項</b> 総論型(概念を定義) 2.1 合理的配慮の提供 障害のある人(意思表示が困難な場合はその保護者)から社会的障壁の除去の意思表示があった場合で、障がいの無い人と同等の機会及び待遇が確保され、又は同等の権利を行使できるよう、本人の状態その他個々の具体的場面及び状況に応じて行う、必要かつ適切な現状の変更又は調整すること  ただし、社会通念上、物理的・経済的に過度な負担が生じる場合除く	<b>条項</b> 総論型(概念を定義) 2.1 合理的配慮 次の各号における、人格、人権及び意向を尊重し、性別、年齢、障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な変更及び調整を行うこと。 4 ただし、その実施に伴う負担が過重でないものをいう。 ア 本人が社会的障壁の除去を求めている場合 イ 本人が意思表示困難で、その保護者、他の家族、その他支援者が社会的障壁の除去を求めている場合 ウ 本人が社会的障壁の除去を必要としている場合で、そのことを認識しうるとき	<b>条項</b> 総論型(概念を定義) 2.1 合理的配慮 障害の有無関わらず、誰もが同等の日常生活又は社会生活を営めるよう障害者(本人の意思表示が困難な場合はその家族)の求めに応じ、必要かつ適切な現状の変更、又は調整をすること。  ただし、社会通念上、負担が過重になる場合除く
合理的配慮	<b>条項</b> 総論型(概念を定義) 2.1 合理的配慮 障害のある人又はその家族(本人が意思表示できない場合に限る)からの求めに応じ、障がいの無い人と同等の権利を行使するため、又は同等の機会・待遇を確保するため、必要かつ適切な現状の変更・調整すること。  ただし、社会通念上、物理的・経済的に過度な負担が生じる場合除く	<b>条項</b> 総論型(概念を定義) 2.1 合理的配慮の提供 障害のある人(意思表示が困難な場合はその保護者)から社会的障壁の除去の意思表示があった場合で、障がいの無い人と同等の機会及び待遇が確保され、又は同等の権利を行使できるよう、本人の状態その他個々の具体的場面及び状況に応じて行う、必要かつ適切な現状の変更又は調整すること  ただし、社会通念上、物理的・経済的に過度な負担が生じる場合除く	<b>条項</b> 総論型(概念を定義) 2.1 合理的配慮 次の各号における、人格、人権及び意向を尊重し、性別、年齢、障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な変更及び調整を行うこと。 4 ただし、その実施に伴う負担が過重でないものをいう。 ア 本人が社会的障壁の除去を求めている場合 イ 本人が意思表示困難で、その保護者、他の家族、その他支援者が社会的障壁の除去を求めている場合 ウ 本人が社会的障壁の除去を必要としている場合で、そのことを認識しうるとき	<b>条項</b> 総論型(概念を定義) 2.1 合理的配慮 障害の有無関わらず、誰もが同等の日常生活又は社会生活を営めるよう障害者(本人の意思表示が困難な場合はその家族)の求めに応じ、必要かつ適切な現状の変更、又は調整をすること。  ただし、社会通念上、負担が過重になる場合除く



参考自治体 条例の特徴概要

自治体	長崎県	福岡県	新潟市	名古屋市	
特徴	<p>【あらゆる差別の禁止】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・分野別に禁止事項を規定し、列記以外のあらゆる差別を禁止</li> <li>・差別の範囲は不平等待遇と合理的配慮の不提供と明記</li> </ul> <p>【合理的配慮の目的と行動】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「障害の無い人と同等の権利行使、機会、待遇」と明記</li> </ul>	<p>【差別の範囲の定義なし】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・“差別とは”の定義なし。差別的取扱いと合理的配慮を個別に定義</li> </ul> <p>【合理的配慮の目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「障がいの無い人と同等の機会、待遇、権利行使」と明記</li> <li>・「本人の状態と個々の場面に応じる」と個別に検討するよう規定</li> </ul>	<p>【差別を分野ごとに具体的に定義】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市と事業者は列記する事項以外で差別的な取り扱いや合理的配慮をしないことを禁じている。</li> <li>・逆説的に、一般の市民は列記事項以外であれば差別に当たらないという、差別を限定的に定義した形になっている。</li> </ul> <p>【合理的配慮の目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「人格、人権、意向の尊重」と規定</li> <li>・「年齢、性別、障害の状態に応じる」と個別検討を規定</li> </ul> <p>【求めがなくとも、合理的配慮を判断する。】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他市は「求めがある」ときは合理的配慮を、と定義</li> <li>・新潟市は「判断しうる時」と、求めがある前の行動を定義</li> </ul>	<p>【禁止規定にて、例外事項を一括規定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他市の例では、分野ごとに例外規定を記述</li> <li>・名古屋市は第8条第1項で「正当な理由によりやむを得ない場合を除き」と、例外を一括で規定</li> <li>・結果として、禁止されている内容がわかりやすくなっている。</li> </ul> <p>【合理的配慮の目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「障害の有無に関わらず誰もが同等の日常生活・社会生活が営める」と規定</li> </ul>	
対象者	行政 事業者	福祉サービス・医療・教育など、その事業分野別に、その事業を実施する者(行政・事業者)に対し、個別に差別を禁止	福祉サービス・医療・教育など、その事業分野別に、その事業を実施する者(行政・事業者)に対し、個別に差別を禁止	福祉サービス・医療・教育など、その事業分野別に事業の実施者が行う行為について差別を定義し、一括して差別を禁止	禁止規程の対象を市と事業者と規定
	一般人	無し 「何人も差別をしてはならない」理念のみ	無し 「何人も差別をしてはならない」理念のみ	無し	無し
差別について	範囲	不平等待遇と、合理的配慮不提供を差別と定義	無し	差別的取扱いと、合理的配慮不提供を差別と定義	差別的取扱いと、合理的配慮不提供を差別と定義
	差別的取扱い	<p>◆総論的に定義 ※不平等待遇として定義</p> <p>[背景] 障害、障害に関連する事由を理由に [何を] 区別、排除、制限、他に付けない条件を付け [どうする] その他異なる取扱いをする</p>	<p>◆総論的に定義</p> <p>[背景] 障害、障害に関連する事由を理由に [何を] 財、サービス、機会提供拒否、提供場所、時間帯の制限、障がいの無い人に付けない条件付与 [どうする] 取扱いを受けた人の権利利益を侵害する</p>	<p>◆各分野ごとに定義・各則タイプ</p> <p>[背景] 正当な理由なく障害を理由に [何を] 各分野参照 [どうする] 不利益な取り扱いをする</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉サービス・医療・商品サービス提供・労働雇用・教育・建物公共交通・不動産取引・情報提供・意思表示</li> <li>・個別記述のため限定的規定となっている</li> <li>・市と事業者は記述以外も含め定義</li> </ul>	<p>◆総論的に定義</p> <p>[背景] 正当な理由なく障害を理由に [何を] 障がいの無い人と異なる [どうする] 不利益な取り扱いをする</p>
	合理的配慮	<p>◆総論的に定義</p> <p>[前提] “求め”があること [誰から] 障害のある人又は家族等(意思表示困難な場合) [目的] 障害の無い人と同等の権利行使、又は機会及び待遇確保 [行動] 必要かつ適切な現状変更、又は調整</p>	<p>◆総論的に定義</p> <p>[前提] “<u>社会的障壁の除去の求め</u>”があること [誰から] 障害のある人(意思表示困難な場合その保護者) [目的] 障がいの無い人と同等の機会・待遇が確保され同等の権利行使ができるよう本人の状態、個々の場面に応じる [行動] 必要かつ適切な現状の変更又は調整</p>	<p>◆総論的に定義⇒「差別の定義」各則毎に「合理的配慮」列記</p> <p>[前提] “求め”があること [誰から] 障害のある人           意思表示困難時は保護者、家族、支援者 [場合] <u>障害のある人に社会的障壁の除去が必要と認識しうる時</u> [目的] 人格、人権及び意向を尊重し、性別、年齢、障害の状態に応じ [行動] 社会的障壁の除去に必要な合理的な変更及び調整</p>	<p>◆総論的に定義</p> <p>[前提] “求め”があること [誰から] 障害のある人(意思表明困難な場合はその家族等) [目的] 障がいの有無に関わらず誰もが同等の日常生活・社会生活が営める [行動] 必要かつ適切な現状の変更、又は調整</p>
禁止規程	差別的取扱い	<p>◆分野別規定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第9条にて、第10～19条の他、<b>あらゆる差別の禁止</b>を規定</li> <li>・第10～19条 福祉サービス・医療・商品サービス提供・労働雇用・教育・建物公共交通・不動産取引・情報提供・意思表示</li> </ul>	◆総論規定	<p>◆一括規定</p> <p>「差別」として分野ごとに定義し、一括禁止</p>	<p>◆分野別規定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第8条の1項にて、「正当な理由によりやむを得ない場合を除き」と例外を規定。<b>各号個別ではなく一括して例外規定を示す。</b></li> <li>・次の分野について個別に規定</li> <li>・福祉サービス・医療・商品サービス提供・労働雇用・教育・建物公共交通・不動産取引・<b>スポーツ文化芸術</b>・情報提供・意思表示</li> <li>・障がいの無い人と異なる不利益な取り扱い全般についても差別的取扱いと規定</li> </ul>
	合理的配慮	<p>◆分野別総論規定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・差別的取扱いに併記し分野ごとに禁止</li> </ul>	同上	同上	<p>◆対象別規定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市と事業者における、事業実施及び雇用について規定</li> </ul>